

平成 15 年 6 月

医療経済実態調査記入要領

（保険薬局調査票）

中央社会保険医療協議会

医療経済実態調査（保険薬局調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医薬経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上（平成13年平均）の薬局を対象とします。

(2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、それぞれ無作為に1/25を抽出して客体を選定しました。

3 調査の主体

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」といいます。）が実施します。

4 調査の時期

平成15年6月1日から平成15年6月30日までの期間について実施します。

5 調査票の種類

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 第1 | 基本データ |
| (2) 第2-1、2 | 収支 |
| (3) 第3 | 資産・負債 |
| (4) 第4 | 設備投資 |
| (5) 第5 | 処方せん・医薬品の状況 |
| (6) 第6 | 薬剤関係調査 |

6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

調査票は、平成15年7月31日までに必着するよう同封の返信用封筒にて、中医協（〒100-8785東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省内）宛に返送してください。

II 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、調査目的のためにのみ使用するものです。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。

また、調査票に記入された事実については秘密を厳守します。

- (2) わからないところがあれば、調査事務局「厚生労働省保険局医療課内（厚生労働省代表電話 03-5253-1111 内線 3287, 3290、FAX 03-3508-2746 又はフリーダイヤル 0120-45-6642、FAX 0120-45-6643）」に問い合わせください。

- (3) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。

なお、介護保険事業に係る居宅サービスを実施している薬局については、その内容についても記入してください。

- (4) 本店、支店等の関係にあつて、会計が一本になっているような場合には、それぞれの収入、従事者数等などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (5) 保険薬局として調査客体となったが、休・廃止などとなった場合は、その旨及びその年月日を「第1基本データ」の欄外上部の余白に記載して、調査票の全部を未記入のまま返送してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が0の場合は0を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- (3) 記入を誤ったときは、2本の横線を引いて抹消し、正しいものを記入してください。
- (4) 合計欄がある場合は、必ず記入してください。

「第1 基本データ」の記入要領（調査票1、2頁）

○この調査票の記入については、特に示してあるもののほかは、平成15年6月30日現在の事実について記入してください。

- | | |
|------------------------------------|--|
| 2 現有の薬局用建物の建築
（改築）年月 | <p>現有の薬局用建物の建築（改築）年月（完成時）を記入してください。建築年月の異なる建物が併存する場合は、主要な建物の建築年月を記入してください。なお、改築年月については、薬局用建物の延面積の概ね50%を超える大規模な改築を行った場合に記入してください。</p> |
| 4 薬局用建物の保有形態及び延面積 | <p>薬局用建物とは、調剤室、患者待合室、売場、倉庫など薬局事業用に使用している全ての建物のことです。</p> <p>保有形態は、次の区分により該当する番号を○で囲み、その延面積を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己所有 自己名義である場合（持家で開局している場合やビル内の一室を購入して開業している場合など） 2 賃借 個人、不動産業者からの借家、借室など建物賃借による場合（3を除く） 3 リース リース業者（①調剤用器械などの動産リース業務と②土地、建物などの不動産賃貸業務を行う者）からの建物賃借の場合（2を除く。） 4 その他 上記以外の特異なケースの場合（余白に例えば「公有財産」と簡単に説明してください。） <p>1～4の保有形態のうち、2項目以上該当する場合、例えば一棟の建物が自己所有、他の一棟が賃借の場合は1、2両方の番号を○で囲み、それぞれの建物の延面積を記入してください。</p> <p><u>薬局用と住宅用の建物が同一の場合は、住宅部分を除いた面積を記入してください。</u></p> |
| 5 施設基準等の
届出の状況 | <p>「基準調剤の施設基準1」、「基準調剤の施設基準2」、「無菌製剤処理の施設基準」、「在宅患者訪問管理指導」などの届出又は承認を受けている場合に記入してください。</p> |
| 9 営業状況 | |
| 6月中の休日日数 | <p>平成15年6月1日から6月30日の1か月間において1日中閉店した日数（臨時の場合も含む）を記入してください。</p> |
| 平成15年6/1（日）
～6/7（土）の実開局
延べ時間 | <p>平成15年6月1日（日）から6月7日（土）1週間の実開局延時間（30分単位）を記入してください。</p> |
| 調剤基本料の請求区分 | <p>平成15年6月30日現在の調剤基本料の請求区分を記入してください。区分は、調剤報酬点数表の（Ⅰ）a、（Ⅰ）b、（Ⅱ）a注1、（Ⅱ）a注2、（Ⅱ）bの別により、該当するものを記入してください。</p> |

11 従事者の状況

雇用従事者数 (青色専従者である家族を含む)	平成15年6月30日24時現在の在籍者で給与の支払を受けている全ての者(青色事業専従者である家族を含む)を記入してください。 雇用従事者を常勤・非常勤別に「薬剤師」、「事務職員」、「その他の職員」に区分して人員数を記入してください。
常勤	常勤とは、その施設の開局時間を通じて勤務する者をいいます。
非常勤	常勤以外のもの、たとえば、他の薬局からパートタイムで来ているような者は非常勤としてください。
6月中の総労働時間	非常勤職員の平成15年6月1か月間の総労働時間数(1時間未満は切り捨て)を職種ごとに記入してください。たとえば、非常勤職員が複数の場合は、全員の月間労働時間を合算した時間数を記入します。 (注) 非常勤の人員数については、次の計算により「中医協事務局」にて常勤換算いたします。 $\text{非常勤職員等の常勤職員換算} = \frac{\text{非常勤職員等の1ヶ月間の実労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$ (注1) 個々の非常勤職員等の人員換算を合計し、小数点第2位以下を切り捨てる。 (注2) 1人の非常勤職員等の実労働時間が常勤職員の所定労働時間を超えた場合は「1人」とし算定する。 (注3) 週あたりの所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間を所定労働時間として計算する。
薬剤師 [個人立の開設者本人を除く]	個人薬局の場合、開設者を除いた薬剤師の人数を記入してください。
(うち) 青色専従者数	個人薬局で、青色事業専従者として給与を支払われる家族は、雇用従事者数の人員に含め、青色事業専従者の数を記入してください。
常勤職員1人当たり1週間 平均の所定労働時間 (個人立の開設者本人を除く)	非常勤職員の常勤換算の際に必要となりますので、1週間あたりの常勤職員の者1人当たりの所定労働時間の平均を記入してください。なお、 <u>個人立診療所の場合、開設者本人を除いて記入してください。</u>
無給の家族従事者	開設者から給与を支給されていないが、薬局業務に従事している家族従事者について「薬剤師」、「薬剤師以外の者」に区分して人員数を記入してください。 なお、所得税の白色申告で専従者控除を受けている配偶者や親族については、この欄に記入してください。
6月中の総労働時間	家族従事者の平成15年6月1か月間の総労働時間数(1時間未満は切り捨て)を記入してください。たとえば、 <u>家族従事者が2人の場合は、2人の月間労働時間を合算した時間数を記入します。</u>

○以下の項目は介護保険事業に係る収入のある施設のみ記入してください。

12 居宅サービスの状況 (平成15年6月1か月分)	居宅サービス延べ利用者数は、居宅療養管理指導の対象となる者の6月1日から6月30日までの毎日の利用者数を合計した数を記入してください。
13 介護保険適用の占有延べ床面積	薬局の店舗内の居宅サービス(居宅療養管理指導)に係る占有延べ床面積を記入してください。

「第 2 - 1 収支」の記入要領（調査票 3 頁）

○この調査票には平成 15 年 6 月の薬局事業に関連する全ての収入とこれに対応する全ての費用を記入してください。
家計分は含めないでください。

なお、費用につきましては、介護保険事業に係る居宅サービスを実施している場合には、「第 2 - 2」の調査票へ医療保険分と介護保険分に区分し、医療保険分のみを記入してください。

○本店・支店を包括して経理を行っていたり、団体に所属してそこで一括して経理を行っている場合でも、当該薬局のみを推計して記入してください。

I 収 入 〔調査票①～④欄〕	6 月中に提供した薬局事業サービスの対価をそれぞれに記入してください。その月に提供した薬局事業の対価を記入するものですから、現金としてまだ入っていないでも 6 月分の実績に基づいて支払基金、国保連などに請求すべき金額及び現金として徴収すべき金額（患者負担など）並びに一般用医薬品、煙草、化粧品、雑貨等の販売金額の合計額を記入してください。
1 保 険 調 剤 収 入 （患者負担を含む） 〔調査票①欄〕	健康保険、国民健康保険等の医療保険、老人保健及び生活保護法、精神保健法、結核予防法等の公費負担医療について支払基金等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。いずれも 6 月中の調剤分についての金額（未収分を含む）の総額です。
2 公 害 等 調 剤 収 入 〔調査票②欄〕	公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。
3 その他の薬局事業収入 〔調査票③欄〕	自費診療による調剤収入、一般用医薬品、煙草、化粧品、雑貨等の販売収入の額を記入してください。また、受取利息・配当金、退職給与引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などあれば、<u>平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額を記入してください。</u> <u>保険査定減については、平成 14 年度（又は平成 14 年）の 1/12 の額を、この欄で減算し調整してください。</u>
II 介 護 収 入 〔調査票⑤～⑦欄〕	介護保険事業に係る収入がある場合には、これを「介護収入」の欄に記入し、薬局事業に係る収入から介護収入を差し引いた収入を「収入」の欄に記入してください。
居宅サービス収入 〔調査票⑤欄〕	居宅サービスに係る収入で、国保連等に対する請求金額及び利用者からの徴収金額の合計額を記入してください。いずれも 6 月中の居宅サービス分についての金額（未収分を含む）の総額です。
その他の介護収入 〔調査票⑥欄〕	受取利息・配当金等、前記の科目にない介護保険事業に係る収入があれば記入してください。 <u>保険査定減については、平成 14 年度（又は平成 14 年）実績の 1/12 の額をこの欄から減算し、調整してください。</u>

Ⅲ 費 用
[調査票⑧～⑩欄]

1 給 与 費
[調査票⑧欄]

給与費は次の(1)～(4)までの金額の合計額を記入してください。

(1) 給 料

常勤、非常勤職員（「第1基本データ」の記入要領参照）に対し平成15年6月中に支払った現金給与額（税込み）。

給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など職員に支払ったすべてのものが含まれます。

(2) 賞 与

年間の賞与、期末手当等の一時金をいいます。次の計算式で算定した額を賞与の額としてください。

個人薬局

①平成15年の年間の賞与の支給額が確定しているとき

$\frac{\text{平成15年賞与支給総額（見込）} \times 1/12}{12}$

②それ以外のとき（賞与の支給額が確定していないとき）

$\frac{\text{平成14年賞与支給総額（実績）} \times 1/12}{12}$

個人薬局以外の薬局

$\frac{\text{平成14年賞与支給総額（実績）} \times 1/12}{12}$

(3) 退職金

$\frac{\text{平成14年度（又は平成14年）の1か年間に支払った額の1/12の額}}{12}$

(4) 法定福利費

法令に基づいて支払った以下の費用の合計額について記入してください。

○医療保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額（A+B+C+D）

・15年6月中に支払った給料に係る保険料及び拠出金の事業主負担額…A

・賞与に係る保険料及び拠出金の事業主負担額

以下の計算式で計算してください。

賞与*×医療保険料率×事業主負担割合…B

賞与*×年金保険料率×事業主負担割合…C

賞与*×児童手当拠出金率…D

*賞与は「(2)賞与」で算出した額（年間支給額の1/12の額）を使用してください。

なお、上記の計算式で算出が困難な場合は、以下の計算式で算出してください。

$$\text{Aの額} \times \frac{\text{賞与}^{*1}}{\text{給料}^{*2}} \dots (\text{B+C+Dに相当する額})$$

*1 賞与は「(2)賞与」で算出した額（年間支給額の1/12の額）を使用してください。

*2 給料は「(1)給料」で算出した額を使用してください。

○労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額

・平成14年度（又は平成14年）実績の1/12

(うち) 青色専従者給与費
[調査票⑨欄]

青色事業専従者（「第1基本データ」の記入要領参照）に係る給与費を記入してください。

2 医薬品等費 [調査票⑩欄]	調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目（煙草、化粧品、雑貨等）の売上原価をいいます。6月中に費消した医薬品等について実際の購入価格によって計算した額を記入してください。 月次決算で医薬品等のたな卸（帳簿たな卸を含む）を行っていない場合は、別添の「医薬品等費の記入方法」により計算した額を記入してください。
3 水道光熱費 [調査票⑪欄]	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
4 土地賃借料 [調査票⑫欄]	土地を賃借することにより、所有者に支払う6月分の賃借料を記入してください。
5 建物賃借料 [調査票⑬欄]	「第1基本データ」の「4薬局用建物の保有形態」で2.賃借、3.リース、4.その他の2～4の番号を○印で囲んだ施設は、6月分の建物賃借料の金額を記入してください。
6 設備器械賃借料 [調査票⑭欄]	薬局事業用の設備・器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料）
（うち）調剤用機器賃借料 [調査票⑮欄]	6月分の調剤用機器賃借料を記載してください。
7 委託費 [調査票⑯欄]	6月中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。 <u>年間委託の場合は、契約額の1/12の額を記入してください。</u>
（うち）医療事務委託費 [調査票⑰欄]	6月分の医療事務委託費の金額を記入してください。
8 広告宣伝費 [調査票⑱欄]	6月分の各種看板、電柱広告、折込広告、新聞雑誌等の広告・宣伝に要した金額を記入してください。
9 減価償却費 [調査票⑳欄]	税務申告などのために作成した、平成14年（度）収支決算書の「減価償却費」の1/12の額を記入してください。 <u>収支決算書などを作成していないため減価償却費の平成14年度（又は平成14年）実績がない薬局は、別添の「減価償却資産調（補助票）」に必要事項を記入し、この調査票と一緒に提出してください。この場合、「減価償却費」及び「合計」の欄は未記入のままとしてください。</u>
（うち）建物減価償却費 [調査票㉑欄]	建物の減価償却費を記入してください。
（うち）調剤用機器減価償却費 [調査票㉒欄]	調剤用機器の減価償却費を記入してください。
（うち）その他の減価償却費 [調査票㉓欄]	前記の科目に属さない減価償却費を記入してください。
10 利子割引料 [調査票㉔欄]	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料などを記入してください。

11 その他の経費 [調査票②⑤欄]	平成15年6月中に支払又は費消した金額を記入してください。 個人薬局の貸倒引当金、返品調整引当金等の繰入額、法人薬局の営業外費用（売上割引、寄付金等）、特別損失（有形固定資産売却損、前期損益修正損等）などを記入してください。 「その他の経費」に該当する費目は参考資料(14頁)を参考にしてください。
(うち)損害保険料 [調査票②⑥欄]	損害保険料、租税公課等は期払い、年払いの支払形態が多いと思います。これらの費目については、<u>平成14年度(又は平成14年)実績の1/12の額</u>を記入してください。 火災保険料、自動車損害賠償責任保険料などをいいます。
(うち)租税公課 (損金に算入されるもの) [調査票②⑦欄]	固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、税法上損金に算入されるものや社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金
(うち)寄付金 [調査票②⑧欄]	金銭その他の資産を他に贈与、又は無償の供与をした場合の価額をいいます。臨時的に発生する費目ですから<u>平成14年度(又は平成14年)実績の1/12の額</u>を記入してください。
(うち)その他の費用 [調査票②⑨欄]	前記の科目に属さないその他の経費の全額を記入してください。
IV 税金等(年額) [調査票③～④欄]	所得税などの税務申告が、本店、支店の経理をまとめた形で行われている場合には、<u>税金総額を利益(収入－経費)金額の割合で按分し、調査客体となった薬局の負担額を記入してください。</u>この按分が不可能な場合は収入、従事者数などを用いて計算してください。
1 所得税・法人税 [調査票③①欄]	個人薬局は「平成14年分の所得税の確定申告書」1面の「差引所得税額」－「特別減税額」の金額、個人薬局以外の薬局は「平成14事業年度分の法人税確定申告書」の「法人税額計」の金額を記入してください。
2 住民税 [調査票③②欄]	個人薬局は「平成15年度住民税納税通知書」の「年税額」の金額、個人薬局以外の薬局は「平成14年度住民税確定申告書」の「年税額」（「法人税割額」＋「均等割額」）の金額を記入してください。
3 事業税 [調査票③③欄]	個人薬局は「平成15年度個人事業税納税通知書」の「年税額」の金額、個人薬局以外の薬局は「平成14年度事業税確定申告書」の「合計事業税額」の金額を記入してください。なお、<u>この欄に記入した金額の1/12の額を、Ⅲ費用「11その他の経費(うち)その他の費用」欄にも計上してください。</u>
4 借入返済金(元本) [調査票③④欄]	金融機関等からの短期、長期を合わせた借入金元本部分の返済金の平成14年度(又は平成14年)実績を記入してください。

「第 2 - 2 収支」の記入要領（調査票 4 頁）

○この調査票は、介護保険事業に係る収入のある薬局のみ記入してください。

○この調査票へは、「第 2 - 1 収支」で記入していただいた収支のうち、「費用」について医療保険分と介護保険分に区分していただき、そのうちの医療保険分のみを記入してください。

なお、費用の区分方法については、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参照してください。

◆「費用区分 1」を選択した場合

「○「費用区分 1（医療と介護の区分方法で、原則として実際に要した費用の区分方法）」用」（4 頁）について、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参考に費用区分を行い、そのうちの医療保険分のみを記入してください。

◆「費用区分 2」を選択した場合

(1) 「○「費用区分 2（「費用区分 1」により算出が困難な場合の区分方法）」用」（4 頁）について、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」を参考に費用区分を行い、そのうちの医療保険分のみを記入してください。

(2) 「○「費用区分 2（「費用区分 1」により算出が困難な場合の区分方法）」用」につきましては、費用の科目のうち「給与費」、「その他の経費（うち）その他の費用」についてのみ費用区分を行い記入していただくのですが、その他の科目につきましては、「第 1 基本データ」を基に事務局において、別添の「介護保険事業を実施している医療機関等の費用の区分方法について」の手順に従い区分させていただきます。